

教育職員の長時間労働の抜本的改善につながる取り組みを求める意見書

2019年12月、「改正教職員給与特別措置法」が成立した。同法は、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするものである。

この1年単位の変形労働時間制とは、1カ月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度である。同制度の導入により、夏休み等児童生徒の長期休業期間中に、休日のまとめ取りのように集中して休日確保することが可能となる。

しかし、同制度を導入することで、学期中の勤務がさらに長時間化しては本末転倒であり、また、変形労働時間制は、各自治体の条例に基づき実施されるが、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項が条例により定められることから、教育職員の勤務実態や意思が十分に反映されない懸念もある。

よって、国会及び政府においては、教育職員の定数増を図るなど教育職員の長時間労働の抜本的改善につながる取り組みを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

市民ネットワーク北海道石川さわ子議員